

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第32号

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則（平成30年鳥取市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「4,500円」を「4,900円」に改める。

第8条中「200円」を「245円」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該月分の給食費は、第5条に規定する給食費（主食費にあつては同条第1号、副食費にあつては同条第2号に掲げる額とする。）を上限とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後の給食に係る給食費から適用し、同日前の給食に係る給食費については、なお従前の例による。